

福祉課からのお知らせ

福祉課 民生福祉班

☎ 0820 (77) 5505

児童扶養手当・特別児童扶養手当制度について

●児童扶養手当

母子家庭や父子家庭、父または母が重度の障害にある家庭等で、児童を養育している受給資格者に支給される制度です。手当額は受給資格者が養育する児童の数、受給資格者または生計が同じ扶養義務者（祖父母等）の所得等により決定します。現在、児童扶養手当を受給している方は、8月31日(木)までに現況届を提出してください。

●特別児童扶養手当

身体または精神に障害のある20歳未満の児童を監護養育している受給資格者に支給される制度です。現在、特別児童扶養手当を受給している方は、9月11日(月)までに所得状況届を提出してください。

※いずれの場合も、支給要件および所得制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。

母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業について

看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するため1年以上（一部資格では6カ月以上）養成機関で修業する場合に、生活費の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成課程の修了後に修了支援給付金を支給します。

■対象者

町内に居住する母子家庭の母または父子家庭の父で、次のすべての要件を満たす方

- ・ 児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準にある方
- ・ 養成機関で1年以上（一部資格では6カ月以上）のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- ・ 就業または育児と、修業の両立が困難と認められる方
- ・ 過去に同一の給付を受給していない方

■対象となる資格

看護師・准看護師／保健師・助産師／介護福祉士／保育士／歯科衛生士／美容師／調理師など

■給付金の支給額（修業期間のうち、最長4年間支給）

- 高等職業訓練促進給付金(月額)
 - (1) 町民税非課税世帯 10万円
 - (2) 町民税課税世帯 7万5000円
- ※ 修業期間の最後の12カ月は、
 - (1) 町民税非課税世帯 14万円
 - (2) 町民税課税世帯 11万5000円

- 修了支援給付金（修了後支給）
 - (1) 町民税非課税世帯 5万円
 - (2) 町民税課税世帯 2万5000円

■給付金を受けるための手続き

高等職業訓練促進給付金を希望される方は、受験前に事前相談が必要です。面談により、資格の取得見込みや生活状況の聴取等を行います。

周防大島町成年後見支援センターをご存じですか？

昨年4月に周防大島町成年後見支援センターが設置されました。

成年後見支援センターとは、高齢の方や障害のある方が住み慣れた町で自分らしく安心して生活ができるよう、成年後見制度の利用に関する相談をお受けする機関です。制度や支援内容、お手続きなどのご説明、必要な相談窓口をご案内します。

成年後見制度とは？

認知症や加齢による認知機能の低下、知的障害、精神障害などによって、日常生活を送るうえで判断が十分にできない状態になった方の財産や権利を守る制度です。家庭裁判所に申立て手続きを行い、ご本人に寄り添いながら支援をしてくれる人を決めてもらいます。

相談窓口

窓口	連絡先	
福祉課 民生福祉班	0820-77-5505	
介護保険課 地域包括支援センター	0820-73-5506	
周防大島町社会福祉協議会	久賀地域福祉活動センター	0820-72-1102
	大島地域福祉活動センター	0820-74-3305
	東和・橘地域福祉活動センター	0820-77-0190
	本所	0820-74-2948